# 情報 information

■本　　庁　〒025-8601 花城町9-30　☎24-2111 FAX24-0259
■大迫総合支所　〒028-3203 大迫町大迫2-51-4　☎48-2111 FAX48-2943
■石鳥谷総合支所　〒028-3163 石鳥谷町八幡4-161　☎45-2111 FAX45-3733
■東和総合支所　〒028-0192 東和町土沢8-60　☎42-2111 FAX42-3605

【お知らせ中の表記】 本＝本庁　支＝全ての総合支所　大＝大迫総合支所　石＝石鳥谷総合支所　東＝東和総合支所

## 催し

### ■花巻市青少年郷土芸能フェスティバル2014

次世代への民俗芸能伝承に力を入れている学校・団体が、郷土で受け継がれてきた舞を披露します。
【日時】12月14日(日)、正午～午後4時
【会場】文化会館
【入場料】無料
【問い合わせ】教育委員会文化財課(☎45-1311内線353)

## お知らせ

### ■固定資産税の申告のお願い

固定資産税は、毎年1月1日現在の資産の所有状況により課税されます。次に該当する方は、届け出が必要です。

①償却資産の申告
【対象】製造業、飲食業、開業医、農業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人
※申告案内が届かない方で該当すると思われる方は、下記へお問い合わせください
【申告期限】平成27年2月2日(月)
※地方税ポータルシステム(eLTAX)による申告も行えます

②家屋取り壊しの届け出
【対象】平成26年中に家屋を取り壊した方(取り壊しに伴い滅失登記した方は除く)

③住宅用地の申告
【対象】平成26年中に住宅を新増築した土地を所有している方(申告書を提出済みの方は除く)および隣接地の買い増しや住宅の取り壊しなどで宅地の利用状況に変更があった方

①～③共通
【問い合わせ】本資産税課(①②☎内線239・246、③☎内線240)

### ■耐震診断・耐震補強工事助成申請の受け付け

①耐震診断事業
木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられます。
【個人負担額】3,000円
【募集棟数】15棟(先着順)

②耐震補強工事助成事業
木造住宅の耐震補強工事の経費を助成します。
【助成額】対象経費の2分の1の額(限度額60万円)
【募集棟数】10棟(先着順)

①②共通
【対象住宅】昭和56年5月31日以前の建築基準法の基準により建築された平屋および2階建ての木造住宅
【申請先】本都市政策課、支建設係
※申請種類など詳しくは下記へ
【問い合わせ】本都市政策課(☎内線543)

**今月の納税**　(納期限は12月25日)

固定資産税(第3期)
国　保　税(第6期)

### ■工業統計調査にご協力をお願いします

工業統計調査は、全国の工業の実態を明らかにするための基本的な調査です。12月中旬以降、調査員が製造業を営む事業所に伺います。調査票に記入した内容は統計法により秘密が厳守されますので、調査にご協力をお願いします。
【調査期日】12月31日現在
【調査内容】事業所の従業員数や製造品、出荷額など
※調査票に記入した内容は、統計の目的以外(税の資料など)に使われることはありません
【問い合わせ】本秘書政策課(☎内線427)

### ■空間放射線量測定結果

【測定結果[11月10日(月)～20日(木)分](単位:マイクロシーベルト/時)】
①市役所新館前…0.04～0.07
②田瀬振興センター…0.05～0.07
※国や県が示す指標を大幅に下回っています
【問い合わせ】本防災危機管理課(☎内線476)

### ■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政の無料相談を行います。

| 相談名 | 実施日 | 時間 | 会場 | 申込開始日 |
|---|---|---|---|---|
| 弁護士法律相談 | 12月16日(火) | 10:00～15:00 | 市民生活総合相談センター(本庁新館1階) | 12月15日(月) |
| 行政書士法律相談 | 12月24日(水) | 13:30～15:30 | | 12月17日(水) |
| 市民生活(人権・行政)相談 | 12月12日(金) | 10:00～12:00 | 大迫総合支所第2会議室 | 申し込みは不要です |
| | | 10:00～12:00 | 東和総合支所第1会議室 | |
| | | 13:30～15:30 | 石鳥谷総合支所1-1会議室 | |
| 市民生活(行政)相談 | 12月19日(金) | 13:30～15:30 | 市民生活総合相談センター | |

※申し込みが必要な相談には定員があります(先着順・定員になりしだい締め切り)。申し込みは、申込開始日の午前8時30分から相談日前日までに電話で同相談センターへ
【問い合わせ・申し込み】本市民生活総合相談センター(☎内線259)

### ◇12月4日から10日は「人権週間」です　人権擁護委員などによる特設無料相談所を開設します

| 相談名 | 実施日 | 時間 | 会場 | 申し込み |
|---|---|---|---|---|
| 特設人権相談 | 12月7日(日) | 10:00～15:00 | マルカン百貨店7階催事場 | 不要 |



## 平成27年度から　軽自動車税の税率が変わります

平成26年度の税制改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。
車両の種類や最初の新規検査年月によって適用される税率が異なります。

**◉原動機付き自転車および二輪車など**

平成27年4月1日から表1のとおりの税率になります。
【表1】

| 種別 | | 税率(年額) | |
|---|---|---|---|
| | 総排気量など | 変更前 | 変更後 |
| 原動機付き自転車 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 20cc超(三輪以上) | 2,500円 | 3,700円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕用 | 1,600円 | 2,000円 |
| | その他 | 4,700円 | 5,900円 |
| 軽二輪(125cc超250cc以下) | | 2,400円 | 3,600円 |
| 小型二輪(250cc超) | | 4,000円 | 6,000円 |

**◉軽三輪車および軽四輪以上の車両**

最初の新規検査(※)により、表2のとおり現行税率、新税率のいずれかの税率になります。
※最初の新規検査とは、車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときに受ける検査です。年月は、自動車検査証の「初度検査年月」の欄に記載されています
【表2】

| 種別 | | | 現行税率 | 新税率 |
|---|---|---|---|---|
| 軽三輪 | | | 3,100円 | 3,900円 |
| 軽四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 |
| | 貨物用 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 |
| 雪上車 | | | 2,400円 | 3,600円 |

**○現行税率**

現行の税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年経過するまで適用されます。

**○新税率**

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から13年経過するまで適用されます。

**■問い合わせ**
本庁市民税課(☎24-2111内線236)

## 国保　来年1月から 高額療養費の自己負担限度額が変更

国民健康保険に加入している70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、平成27年1月から変更になります。今回の見直しでは、今までよりも所得要件が細分化され、より所得に応じた負担軽減が行われるようになります。
なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。
現在、限度額認定証の交付を受けている方には、12月末までに新しい認定証を郵送します。届いたら記載事項の確認をお願いします。

**■問い合わせ**
▷本庁国保医療課(☎24-2111内線531・536)
▷各総合支所健康福祉係
大　迫☎48-2111内線142
石鳥谷☎45-2111内線227
東　和☎42-2111内線222

**◇自己負担限度額(月額)**

〈平成26年12月まで〉

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額 |
|---|---|---|
| A | 基礎控除後の所得600万円超 | 150,000円＋(総医療費－500,000円)×1%【多数該当:83,400円】 |
| B | 基礎控除後の所得600万円以下 | 80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%【多数該当:44,400円】 |
| C | 住民税非課税 | 35,400円【多数該当:24,600円】 |

〈平成27年1月から〉

| 区分 | 所得要件 | 自己負担限度額 |
|---|---|---|
| ア | 基礎控除後の所得901万円超 | 252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%【多数該当:140,100円】 |
| イ | 基礎控除後の所得600万円超～901万円以下 | 167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%【多数該当:93,000円】 |
| ウ | 基礎控除後の所得210万円超～600万円以下 | 80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%【多数該当:44,400円】 |
| エ | 基礎控除後の所得210万円以下 | 57,600円【多数該当:44,400円】 |
| オ | 住民税非課税 | 35,400円【多数該当:24,600円】 |

＊基礎控除後の所得とは、総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた所得です
＊多数該当とは、過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額です